

# 年末の安全なまちづくり県民運動

運動期間 平成28年12月1日(木)～12月20日(火)



## ○住宅を対象とした侵入盗の防止【年間取組事項】

- ・短時間の外出、在宅中、就寝中を問わず、窓やドアのカギをかけましょう。
- ・窓やドアはツーロックにし、窓には補助錠を取り付けましょう。
- ・センサーライトや防犯カメラ等の防犯設備を活用しましょう。
- ・「CP 建物部品」でドア、窓、面格子を強化しましょう。
- ・不審者を寄せ付けないよう、地域ぐるみで「あいさつ、声かけ」運動を広げましょう。



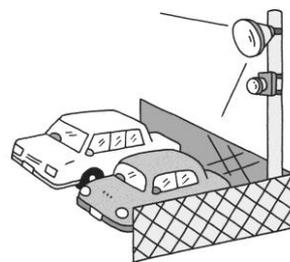
## ○特殊詐欺の被害防止

- ・言葉巧みな犯人と会話をしないですむように、在宅時でも留守番電話に設定しておきましょう（犯人は声の録音を嫌がり、電話をきります）。
- ・電話に出た場合でも、落ち着いて話の要点をメモし、電話をきった後は家族や警察などに相談しましょう。
- ・保険料や医療費等の還付金はATMで返還されることは絶対にありません。
- ・お金の要求には、「すぐに振り込まない」「1人で振り込まない」「呼び出しに応じない」「知らない人に手渡さない」「郵送等しない」を徹底しましょう。
- ・「電話番号が変わった」などと連絡があったら、必ず変更前の番号にかけて確認をしましょう。
- ・電話の近くに連絡表（相談する家族や警察署電話番号）を貼っておきましょう。



## ○自動車盗の防止

- ・車両から離れるときは、短時間であっても「キーを抜く」「ドアロックをする」を徹底しましょう。
- ・車両にはイモビライザや警報機、ハンドル固定装置、タイヤロック等の盗難防止装置を取り付けましょう。複数を組み合わせると効果的です。
- ・照明や防犯カメラなど防犯対策がとられた駐車場を選びましょう。



## ○ひったくり等街頭で発生する犯罪の防止

- ・徒歩の場合は、所持品は車道側に持たず、建物側・壁側に持つ、胸にしっかり抱える、たすき掛けにするなど、持ち方を工夫しましょう。
- ・自転車の前かごには、防犯ネット・カバーをつけましょう。
- ・歩きながらスマートフォン等を操作していると、周辺への注意が散漫になるのでやめましょう。

